凡例　時＝日時　所＝場所　容＝内容　対＝対象　条＝条件　員＝定員　数＝数量　額＝支給・助成額など　料＝料金
募＝募集期間・方法　受＝受付　持＝持参するもの　問＝問い合わせ先

情報ひろば 4月

福祉

地域包括ケア推進課からのお知らせ

☎0857-20-3453
FAX0857-20-3404
各総合支所市民福祉課（☎12ページ）
各地域包括支援センター（☎12ページ）

【高齢者への配食サービス】
容 栄養バランスに配慮した昼食の提供（週3回まで）　対 ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、調理が困難な人　※提供が必要か否かを判断するため、身体状況などを調査します。
料 1食500円（米飯含む）　※米飯なしは450円

【安心ホットライン事業（緊急通報受信サービス）】
容 急病などの緊急時に通報する装置を設置し、通報を受信した際は協力員などが急行して容態確認などを行います。　※利用には協力員2人以上の登録が必要　対 おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯など　料 300円／月、または800円／月（所得に応じて異なります）

【認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣サービス】
容 認知症に関する研修を受けたボランティア「やすらぎ支援員」が、認知症高齢者を介護している家族に代わって見守りや話し相手をします。介護疲れによる休息が必要な場合や、外出の場合などにご利用ください。　対 身体介護を常時必要としない認知症高齢者を、在宅で介護している家族　▽1カ月20時間以内　料 100円／30分
※生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯は無料

【福祉有償運送者に対する支援】
容 地域の高齢者や身体障がい者などを対象とする福祉有償運送を実施する団体に対して、運営費の一部を補助
対 車両整備点検費用、自動車保険料など　料 1事業所あたり年間10万～60万円（名簿登録者数、補助年数により異なります。補助年数最大6年）

【認知症の人と家族の集い　～毎月第2金曜日開催～】
時 4月14日（金）10:00～12:00
所 さざんか会館（富安二丁目）
容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場
料 無料
☎0857-20-3449
FAX0857-20-3404

認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受けています。
認知症コールセンター（認知症の人と家族の会鳥取県支部）
毎週月～金　10:00～18:00
☎0859-37-6611
認知症疾患医療センター（渡辺病院）
☎0857-39-1151

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

時 4月19日（水）10:00～12:00
所 駅南庁舎地下第一会議室（富安二丁目）　対 家族介護者または介護に関心のある人　容 総会、バルンアート体験（動物編）　▽講師：中嶋久美子さん　料 200円（材料代など）
募 4月14日（金）まで
問 スマイル・スマイル事務局（駅南庁舎地域包括ケア推進課内）
☎0857-20-3449
FAX0857-20-3404

老人クラブへの助成

容 高齢者自身の生きがいを高め、健康づくりやボランティアなど地域を豊かにする活動を行う老人クラブの活動費を一部助成　条 おおむね60歳以上の会員30人以上で組織されていること
問 駅南庁舎高齢社会課
☎0857-20-3451
FAX0857-20-3404
各総合支所市民福祉課（☎12ページ）

毎年4月2日は国連の定めた「世界自閉症啓発デー」4月2日～8日は「発達障害啓発週間」

発達障がいを正しく理解し、発達障がいをもつ人々やご家族にとって安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし、子どもの発達などの相談・療育などを行っています。
時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は休み）8:30～17:15　所 こども発達・家庭支援センター・児童発達支援センター若草学園
問 こども発達・家庭支援センター発達支援係
☎0857-33-4012
FAX0857-20-0144

介護支援ボランティア

容 介護保険施設などでの話し相手、施設イベントの手伝い、除草などのボランティア活動を通じて生きがいづくり・健康づくりをしませんか。
対 鳥取市在住の65歳以上の人　額 評価ポイント1ポイント（活動1時間）あたり100円で上限1万円／年
問 鳥取市ボランティア・市民活動センター（富安二丁目104-2　さざんか会館2階）
☎0857-29-2228

児童家庭課からのお知らせ

【ひとり親家庭の児童の入学支度金】
対 ひとり親家庭で平成29年4月に小・中学校に入学する児童のいる所得税（27年中）非課税世帯（生活保護世帯は対象外）　額 1万円／児童1人
受 4月10日（月）～21日（金）
持 印鑑（認印）、保護者名義の銀行預金通帳（銀行名・支店名・口座番号の分かるもの）、身分証明書
①児童扶養手当を受給している人
↓「児童扶養手当証書」を持参
②母または父の死亡により遺族年金を受けている人↓「遺族年金証書」を持参
③右記①、②以外は戸籍謄本を持参
※①、②の場合、戸籍謄本は不要。なお、この他にも証明書が必要となる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。
☎0857-20-3465
FAX0857-20-3405
各総合支所市民福祉課（☎12ページ）

【児童手当の請求手続きはお済でしょうか】
出生・転入などにより新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、市町村の窓口（公務員は勤務先）で手続きが必要です。児童手当は、出生日または前住所の転出予定日の翌日から15日以内に認定請求手続きを行った場合に、出生日や前住所の転出予定日の属する月の翌月分からの支給となります。請求手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。また、新たに公務員となられた場合は、市町村の窓口で消滅の手続きと、公務員の勤務先での認定請求手続きが必要です。
☎0857-20-3467
FAX0857-20-3405
各総合支所市民福祉課（☎12ページ）

障がい福祉課からのお知らせ

問 駅南庁舎障がい福祉課
☎0857-20-3474
FAX0857-20-3406
各総合支所市民福祉課（☎12ページ）

【障がい者の日常生活用具の給付】
鳥取市日常生活用具給付事業の給付品目などを一部改正します。

給付品目の追加

1 音声キッチンスケール

対象者	視覚障がい者の程度が1級または2級のもので、視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯
助成	2万5千円を上限として9割を助成

2 人工内耳用イヤーモールド

対象者	聴覚障がい者であって、人工内耳を装着しているもの
助成	9千円を上限として9割を助成

基準額の引き上げ

1 ポータブルトイレ

助成	2万円を上限として9割を助成

2 視覚障がい者用ボイスレコーダー（再生専用）

助成	4万8千円を上限として9割を助成

※対象者、耐用年数に変更はありません。

要件の変更

1 情報・通信支援用具

要件	障がい者が情報機器を使用する際に必要な周辺機器、アプリケーションソフト

※対象者、耐用年数、基準額に変更はありません。

【重度障がい者（児）タクシー利用助成】
平成29年度の重度障がい者（児）タクシー利用券（緑色・黄色）を交付します。利用券（初乗り運賃の9割相当分）は、月当たり4枚、申請月から平成30年3月までの月数に応じた枚数をお渡しします（4月に申請の場合は、4枚×12カ月＝48枚）。なお、平成28年度の利用券（桃色）は、4月以降は利用できません。
対 身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級（顔写真が貼付してある手帳に限る）の所持者で、4月時点で平成27年所得に係る所得税が非課税で、かつ、平成28年度の個人市民税が非課税の人。なお、平成29年7月以降に新たに要件に該当となる場合はご相談ください。
※申請には、該当の障害者手帳、印鑑が必要です。代理人が申請する場合、代理人の印鑑も必要です。

こころの病気でリハビリ中の人へ
～デイケア（サロン）に参加してみませんか？～

対 象　精神科通院中の人、人中に出るのが苦手な人など
内 容　レクリエーション、学習会、相談など
下記の3地域で開催しますので、気軽に参加してください。また、生活のしづらさや困りごとなどがありましたら随時ご相談ください。

▶さわやかサロン（鳥取・国府・福部デイケア）
と き　毎週火曜日　13:30～15:00
ところ　さわやか会館（富安二丁目）
問 駅南庁舎障がい福祉課　☎0857-20-3474　FAX0857-20-3406
鳥取東健康福祉センター・福部町総合支所市民福祉課（☎12ページ）

▶こころを元気にする会（河原・用瀬・佐治デイケア）
と き　原則毎月第一金曜日（1回/月）※12月のみ木曜日
※開催月により会場および時間が異なります。
問 河原・用瀬・佐治町総合支所市民福祉課（☎12ページ）

▶キラリ☆えがおの会（気高・鹿野・青谷デイケア）
と き　原則毎月第一木曜日（1回/月）
開催月により会場および時間が異なります。
問 気高・鹿野・青谷町総合支所市民福祉課（☎12ページ）

こころとからだの元気講座のご案内

「精神障がい者の理解」などのテーマで、地域に出かけミニ講座を開催します。小グループでも開催できますので、ご希望の人はお気軽にお申し込みください。費用は不要です。
問 駅南庁舎障がい福祉課
☎0857-20-3474　FAX0857-20-3406